

貝塚市下水道施設等自家用電気工作物保安管理業務

仕様書

電気事業法に規定する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づき委託する自家用電気工作物の保安管理を行い、詳細は下記のとおりとする。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、その都度委託者と受託者で協議する。

(委託期間)

令和8年12月1日から令和9年10月31日まで

(通常業務内容)

1. 施設が、電気事業法及び関係法令に適合するように受託者は維持管理すること。
2. 保安規程（別紙）に基づいて保安管理業務を実施し、保安管理業務の細目については、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について委託者に報告するとともに、通産省令で定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行うこと。また、点検を行う際は、実施予定日の7日以上前に、貝塚市役所上下水道部下水道推進課（以下、「下水道推進課」とする。）に連絡し、調整を行うこと。
 - (1) 電気工作物変更の工事についての点検及び試験の実施
 - (2) 電気工作物の維持及び運用を適正に行うための点検、測定及び試験の実施（別表）
 - ①月次点検：二色の浜雨水ポンプ場・津田雨水ポンプ場・見落川雨水ポンプ場・三昧川雨水ポンプ場・北境川ポンプ場・北境川排水機場・阪南港3区排水施設・清名台マンホールポンプ場・清名台第2マンホールポンプ場・津田北マンホールポンプ場・石オマンホールポンプ場ともに隔月で点検を行う。
 - ②年次点検：毎年1回
 - ③精密点検：3年1回（精密点検には、年次点検が含まれる。）
 - ④臨時点検：必要の都度
3. 精密点検時には高圧ケーブルの直流漏れ電流測定（リレー試験）等を実施するものとする。
4. 精密点検時報告書には、試験時等の写真を添付するものとする。
5. 年次点検報告書の提出については、保安業務担当者による点検報告を行い、報告書を手渡しすること。

(共通事項)

1. 電気工作物事故発生時、応急処置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言と必要に応じての試験の実施を行うこと。
2. 電気保安に関する業務を必要に応じて行うこと。
3. 点検時に設備等の破損が生じた場合は、受託者の責任において補償するものとする。
4. 点検業務等を行うために要した運搬費等は受託者負担とする。
5. 遠隔常時監視装置により、契約期間中の昼夜を問わず、漏れ電流等の監視を行うこと。

(緊急対応)

1. 事故等が発生した場合は、平日（8：45～17：15）に限らず、土・日・祝日・年末年始及び夜間（17：15～8：45）も緊急出動を行うこと。また、原則として各施設の事故発生を受信した場合、速やかに事故発生現場に到達すること。また、その緊急出動に伴う費用は受託者負担とする。
2. 大規模災害時等にも保安全管理業務を履行するため、緊急体制を3名以上にて整え、下水道推進課に緊急時体制表とそれらの者の資格証(写し)を事前に提出すること。

(その他)

この仕様書に定めない事項に関しては、委託者及び受託者双方協議して定める。

また、委託業務の実施は本仕様書及び建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版)に基づいて行うこと。

(業務対象施設)

1. 二色の浜雨水ポンプ場

受電に係る設備	
受電電圧	6, 600V
受電設備容量	500kVA
非常用予備発電設備	300kVA

2. 津田雨水ポンプ場

受電に係る設備	
受電電圧	6, 600V
受電設備容量	500kVA
非常用予備発電設備	375kVA

3. 見落川雨水ポンプ場

受電に係る設備	
受電電圧	6, 600V
受電設備容量	320kVA
非常用予備発電設備	375kVA

4. 三昧川雨水ポンプ場

受電に係る設備	
受電電圧	6, 600V
受電設備容量	210kVA

5. 北境川ポンプ場

受電に係る設備	
受電電圧	6, 6 0 0 V
受電設備容量	1 0 0 k V A

6. 北境川排水機場

受電に係る設備	
受電電圧	6, 6 0 0 V
受電設備容量	1 0 0 k V A
非常用予備発電設備	1 0 0 k V A

7. 阪南港3区排水施設

受電に係る設備	
受電電圧	2 0 0 V
受電設備容量	3 6 k V A
非常用予備発電設備	7 5 k V A

8. 清名台マンホールポンプ場

受電に係る設備	
受電電圧	2 1 0 / 1 0 5 V
受電設備容量	1 3 k V A
非常用予備発電設備	5 0 k V A

9. 清名台第2マンホールポンプ場

受電に係る設備	
受電電圧	2 1 0 / 1 0 5 V
受電設備容量	7 k V A
非常用予備発電設備	2 0 k V A

10. 津田北マンホールポンプ場

受電に係る設備	
受電電圧	2 1 0 / 1 0 5 V
受電設備容量	1 4 k V A
非常用予備発電設備	6 0 k V A

11. 石才マンホールポンプ場

受電に係る設備	
受電電圧	2 0 0 V
受電設備容量	8. 2 k V A
非常用予備発電設備	5 5 k V A

(提出書類)

1. 落札の日より 10 日以内に提出する書類

- (1) 委託契約書 → 2 通
- (2) 着手届 → 1 通
- (3) 保安業務担当者届及び同経歴書 → 1 通
- (4) 緊急時体制表及び免状等(写し) → 1 通

2. 完了時に提出する書類

- (1) 完了届(契約終了時) → 1 通
- (2) 点検報告書(各点検終了後) → 1 通
- (3) 不良箇所一覧表(各点検終了後 A 4 サイズ・写真添付) → 1 通
- (4) 改善見積書(各点検終了後 A 4 サイズ) → 1 通
- (5) 支払請求書(別途協議とする) → 1 通